

平成 28 年 度

定期監査等結果報告書

(健康長寿推進課)

豊前市監査委員

第1 監査の概要

1. 監査の対象

健康長寿推進課

2. 監査の範囲

平成28年度（平成28年4月～平成28年12月）
財務事務並びにその他の事務の執行状況

3. 監査の期間

平成29年2月6日 ～ 平成29年3月22日まで

4. 監査の方法

健康長寿推進課から提出された資料及び提示のあった書類等に基づいて関係職員から実情を聴取し、関係諸帳簿の全部又は一部を抽出して、財務及び事業等に関する事務事業の執行が法令等の定めるところに従って適正かつ効率的に執行されているかを主眼として監査を実施した。

第2 監査の結果

健康長寿推進課における財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。

なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1. 契約事務について

(1) 随意契約について

地方公共団体における契約の締結は、一般競争入札が原則であり、随意契約は施行令第167条の2第1項の各号に該当する場合に限って実施できるもので、いわば契約の例外的取扱である。

また本市では、平成19年6月1日付で、豊前市随意契約ガイドラインを制定し、随意契約に係る運用について周知を図っているところである。

今回の監査では、決裁書類に随意契約理由の記載がないもの。又は、随意契約理由の記載はあるが、適切でないものなどが見受けられた。

随意契約を行う場合は、更新時も含め、複数の業者から適切な見積りを徴すると共に、施行令167条の2第1項第1号から第9号までの法的根拠と随意契約を行う客観的理由を起案文章に明確に記載されるよう努められたい。

(2) 契約保証金免除について

契約書の契約保証金を免除する場合の適用条項が適切でないものが見受けられた。

契約保証金を免除する場合においては、財務規則第116条各号いずれかの要件を満たすものであることを書面等で確認し、その該当条項を契約書において明確にしておく必要がある。

また、契約保証金は契約上の義務の履行を確保するために徴する担保という性質を有していることから、契約保証金又はこれに代わる担保が納付又は提供されない場合は、財務規則第118条に規定されている損害を補償させる措置である違約金条項をおく必要があると思われる。

(3) 自動更新条項について

各種契約において、「期間が満了する1箇月前までに、甲乙いずれからも契約終了の申し出がない場合、期間満了日の翌日から一年間これを延長するものとし、その後もまた同様とする。」というような、自動更新契約が見受けられた。

地方自治法第232条の3では「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（支出負担行為）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ。」と規定されており、後年度予算の裏付けのない契約において、いわゆる自動更新条項を設けることはできないこととなっている。

次回の契約更新時に、長期継続契約の可否についても精査したうえで、相手方と協議し、改めて契約を締結されたい。

2. 実績報告書の提出について

健康長寿推進課では多くの業務委託契約が締結されており、契約書等において業務完了時に実績報告書類を提出するよう規定しているが、提出された報告書の内容に不明確なものが見受けられた。

実績報告書が委託業務団体から提出されることにより、委託料の収支決算及び委託業務の履行状況等を確認し、委託金額の確定並びに事業内容、目的及び事業効果に関する審査が行われるものである。さらに各種委託業務における費用対効果についても検証が行えるよう、事業の委託内容が適正に履行されている事が明らかな実績報告書の提出を求められたい。